

令和8年第11回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年6月2日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 小 林 三 保
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 大 石 光 宏

議 題

1 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区立中学校生徒への生成AI導入に向けた取組
- ② 練馬区立豊玉中学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について
- ③ 部活動地域展開に係る休日における地域クラブ活動の通年実施について
- ④ その他

開 会 午後 1時30分
閉 会 午後 2時34分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	吉 川 圭 一
同 教育施策課長	田 中 亮
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 教育福祉課長	松 村 勇 哉
同 学校施設課長	染 野 好 章
同 保健給食課長	渡 辺 雅 昭
同 教育指導課長	佐 藤 永 樹
同 副参事	佐 藤 勝 也

同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	塚	本	佳	芳里
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	澁	谷	悠	万
同	青少年課長	横	山	亜	規子
同	子ども家庭支援センター所長	長	岡		毅
同	在宅育児支援担当課長	小	島	芳	一

教育長

ただいまから令和8年第11回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は陳情1件、協議1件、教育長報告3件である。

1 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

2 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議1件についても本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

3 報告

(1) 教育長報告

① 練馬区立中学校生徒への生成AI導入に向けた取組

教育長

次に教育長報告である。本日は3件、ご報告をする。

それでは、報告の①番について説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件について委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

4 ページのサービスについて 3 種類を導入する予定だが、一番上の G o o g l e A I 検索の機能のところのファクトチェック支援とはどういうものか。

教育施策課長

ファクトチェックとは、A I が出してきた答えが本当に正しいのか確認する作業である。

仲山委員

そうすると、例えば G e m i n i を使ったときのファクトチェックも、この G o o g l e A I 検索を使って行うということだろうか。

教育施策課長

先ほどご説明した G e m i n i の G e m 機能を使った探究的な対話の中で得られた回答について、G o o g l e A I でファクトチェックを行うということではない。それも可能ではあるが、通常の学習の中で G e m 以外のものを使ったときに、G o o g l e A I 検索を活用することで、より簡単にファクトチェックができる機能である。G e m は対話が始まっていくため、ファクトチェックのみを目的として利用することは難しい。一方で、ファクトチェックをしたいときには G o o g l e の A I 検索が有用である。

森山委員

とても単純な質問であるが、7 ページに浮力のお話が出ていた。児童・生徒がこのような形で活用していくことになると思うが、その結果、考え方が一律になってしまうのではないかと思う。その点についてはいかがか。

教育指導課長

資料のように、同じ問題を同じ子供たちが同じように入力すれば同じ答えや導き方が出てくると思う。問題そのものを入力するのではなく、「自分はこう考えるのだが、どうか」、「この考え方は合っているか」、「もう少し考えを深めるために導いてほしい」というように活用すれば、A さん、B さん、C さんでそれぞれ異なる答えになると思う。資料はあくまで悪い例だが、「浮力とは何か？」と単純に聞いてしまうと答えが出

てしまう。つまり辞書になってしまう。そうではなく、考えを導くための手段として使う。目的ではなく手段として使うことによって、「自分の考えは合っている」、「その方向で進んでみるとよい」、「こういう視点もある」といった多面的・多角的な視点を与えてくれるのがA Iの良さだと思う。そのように活用できれば、まだ使っていないと分からないところはあると思うが、先生の代わりをしてくれるのではないかという思いでいる。

教育長

G e m i n iは質問に対して正解を返してくれるため、誰が何を入れても同じ答えが返ってくる。一方G e m iは、「こういうことを考えてみたらどうか」、「どう思うか」といった問いかけを行うものであり、入力の方は人によって変わると思う。したがって、正解にたどり着くまでの過程も人によって変わってくる。おそらく、そうした点に狙いがあるのではないかと考えている。

大石委員

私も2月に行われた大泉中の研究発表に行かせていただき、この内容は各学校に広く展開すべき取組であると感じた。教員研修の計画について、内容の詳細が見えていないが、今後具体化していくものと認識している。特に、A Iリテラシーの関係では、児童・生徒の活用が教員を上回る可能性もあるのではないかと考えている。そのような状況において、2回のオンライン研修またはオンデマンド配信を予定しているとのことだが、具体的にどのような内容で行う予定か、現時点で分かれば教えていただきたい。

教育施策課長

まさに教員の研修は、非常に重要だと考えており、A Iに対する知識および運用の両面で研修を実施していきたいと考えている。

研修もオンデマンドという形で何度も視聴できる環境を整え、研修の最後には簡単なテスト（ウェブテスト）を実施し、確実に全ての教員が受講できたことが確認できる環境を整えていきたいと思っている。

また運用が始まった後も、I C T支援員が伴走支援をしていく。フォロー研修を行い、確実に教員のレベルを上げていきたいと考えている。

小林委員

パイロット校の大泉中の成果はすばらしいと思う。そこで、保護者の方の評価点において、何か具体的なものが上がってきているのか。

逆に懸念点である。先ほどの説明でもあったとおり、校長会からもガイドラインにご意見があったということだが、新たにできた懸念点があれば具体的に教えていただきたい。

教育指導課長

保護者からのアンケート等については把握していない。ただし、学校からは成果が上がった一方、課題も報告されている。具体的には、生徒が生成AIの出した答えについて、内容を理解しないまま書き写してしまうことがあるということだ。以前、パソコンの普及に伴い、調べ学習が始まった。図書を使って調べると考えが深まるが、インターネットのみで調べると、その正誤を十分に確認しないまま、書き写してしまう事例があった。先ほども申し上げたが、生成AIは自分の考えを深めるための道具として使っていただきたい。

また、AIを使う目的がはっきりしないまま利用してしまうことがある。つまり、手段として使うのではなく、使うことが目的となってしまう。このような使い方は、子供たちの情報活用能力が育まれないのではないかと指摘もある。一方で、教員にとっては生徒の思考とAIの生成内容を区別する必要があり、生徒の成果物に対する評価をどのように行っていくかが課題である。以前にも、夏休みの作文をAIが作成した場合、判断することができるのかという議論もあったが、その判別は難しいと認識している。そのため、結果だけではなく、学習の過程をしっかりと把握していく必要があると考えている。これが教員にとっての課題である。さらに、生成AIを効果的に活用できる場面を想定して学習計画を立てる。いつ、どのように使うのかを整理し、何でもAIを活用するのではなく、適切に活用させることが求められる。加えて、生徒が自分の学習特性に応じてAIを選択活用できるようにするとともに、AIリテラシーを育成する必要がある。そのためには教員の指導力向上を図っていく必要がある。

このように課題は多くあるが、まずはやってみるところから始めていくことが必要であると認識している。

仲山委員

6ページの利活用事例について、一番上に「アイデアを出す活動の段階で、自分たちにはない視点を得るために活用」とある。文科省の指針の文章が基になっていると思うが、「段階で」の次に文科省の指針では、「一定の議論やまとめをした上で自分たちにはない」とある。ここで省略した文章は非常に重要だと考えている。はじめの段階からAIを使ってしまうと、ほとんど頭を使わなくなってしまう。一旦、自分たちで考えを出した上でAIを使うと、「こんな考え方があったのか」という気付きにつながり、学びになると思う。その意味で、文科省の指針にある「一定の議論やまとめをした上で」という一文はここに載せておいたほうが良いのではないかと。

また、その下に記載されている「自ら作った文書を…」という部分について、文科省の指針から取ってきたものであるが、文科省の指針では、前提として「生成AI利活用方法を学ぶ目的で」と書いてある。この部分を省略してしまうと、これは利活用方法を学ぶというよりも、何のためにこの活動を行うのかが非常にはっきりしなくなってしまう。

教育指導課長

こちらの活用事例は抜粋してしまったために、委員がおっしゃるように重要な点が抜けている可能性もある。したがって、もう一度吟味させていただきたい。これから学校等にも周知していくもののため、必要なものを必要なおとりに、文言は長くなるかもしれないが、入れさせていただきたいと思う。

2点目についても、しっかりともう一度、文言を見直して、必要なものはしっかり残し、省略することによって意味合いが変わってしまうことのないよう、国が出しているガイドラインに沿って修正させていただきたいと思う。

仲山委員

特に2番目のところは、文科省の元の文章を読んでもよく分からない。何の目的のための文章なのかがはっきりしない。その辺も吟味させていただきたいと思う。

仲山委員

ガイドラインの1.0について、「はじめに」や、「本ガイドラインの目的」がある。2ページ目の「これからの考え方」の後半には、「リスクを理解した上で主体的に活用する力を育て、個に応じて学びを深める」と記載されている。つまり、活用する力をつけることと学びを深めることの2つの目的で使うのだということである。この点は一番ポイントであると思うので、その趣旨が伝わるような文言をガイドラインの冒頭に盛り込んだほうがよいのではないかと思った。

それから、ガイドラインには教職員用・生徒用と書いてある。このチェックを入れるのは、例えば教職員用は教職員がチェックを入れるのだと思うが、生徒用は誰にチェックを入れてもらうことを想定した文章なのかということである。項目ごとに、これは生徒がチェックするものと思われるものもあれば、これは先生がチェックするための文章と思われるものもある。というのは、生徒用の上から2つ目の「教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか」という項目は、生徒ではない。生徒が自分で使おうとしたときに、このような文章ではわかりにくいのではないか。一方で、最後のほうにある「名前、住所、電話番号、自分や友達の写真などの個人情報を入力していないか」という項目は、児童・生徒に確認を求めているものと思われる。確認を求める対象が混在した文章になっているのではないかと思う。その点も検討していただければと思う。

教育施策課長

ただいまガイドラインについて何点かご指摘を頂戴した。

まず、こちらのガイドラインは1.0ということで、先ほどご説明したとおり、運用前提のガイドラインとさせていただいているところである。まず1.0を発出させていただき、学校へ周知をしていくところである。既に校長会のほうからも、今、委員のほうからご指摘いただいたチェック項目について、もう少し分かりやすく具体的にというようなご要望を頂いているところである。具体的には、今、委員からご指摘いただいた生徒用の2つ目の文言の分かりにくさなどである。基本的には教職員用は教

職員が、生徒用は生徒が自身でチェックをして活用するものであるため、内容や記載の方法などを見直していく。どの頻度で次の1.1、1.2を作成するかを決めているわけではないが、10月まで当然、事前事業や教員の研修などで様々なご意見を頂くかと思うので、それを踏まえて、10月の本格導入に向けて改めて整理をさせていただきたいと考えている。

仲山委員

もう一点よろしいだろうか。

生徒の一番最後のところ、「引用した場合は出典（AIツール名等）」と書いてあるが、このAIツール名とは、例えばGeminiとかになると思うが、それを出典として書いてもしょうがないかと思う。Geminiが持ってきた元の出典を書くべきではないか。個人のブログから持ってきたものを使っている可能性もあるため、AIがその答えをどこから持ってきたかをちゃんと自分で調べる必要があると思う。その出典を書くべきだということを、やっぱりガイドラインに書いておくべきかと思うがいかがだろうか。

教育施策課長

この引用した場合の出典を明記するということについて、現時点で想定しているのはまさに例えばGeminiを使用している、GoogleのAI検索から答えを出したことを明記してほしいという意味で記載をさせていただいている。

現実的に可能かどうかという点について、AIがどの情報を参照したかは、正直、膨大なインターネット上の情報を集約して、回答を生成しているためどこまで追跡できるか、現時点ではっきり申し上げられない。出典を明記することは、教員が生徒から提出された成果物について、AIが作成したものなのか、児童・生徒自身が考えたものなのかを一見して見分けることは難しい。そういったところを教員が見分けるための一つの策と意味合いもあるため、その趣旨を踏まえて、この記載内容については検討させていただきたいと思う。

仲山委員

これからAIを使う段階で、誤った情報を受け取っても、大きな問題にならないような内容であれば、必ずしも引用文献に遡る必要はないと思う。しかし、命に関わるような場面では、引用されている情報が正しいかどうか確認すべきである。医療分野でも最近指摘されていることであるが、現在は使われていない引用文献を基にしたAIの出力を使って、一般の人が誤った判断をしてしまう事例があると最近のニュースでも取り上げられていた。今後、児童・生徒が社会に出たときに、AIを適切に使えるようになるためにも、学校現場において、本当は必要ないかもしれないが、そのような確認作業を訓練という目的で経験させたほうが良いと考える。

教育長

この表現はおそらく矛盾していると思う。要はAIを使ったかどうかをちゃんと明

記しなさいということである。引用まで求めるということであれば、また別の表現をしないとイケないのかと思う。

森山委員

今、仲山委員がおっしゃったとおりなのであるが、私も「はじめに」の「基本的な考え方」の中に「多様な幸せを可能にするための」と壮大なことが書いてあって、本当にそうなのかと少し思ってしまった。多様な幸せを可能にするのはA Iなのか。使い方によるが、ここの表現は少し疑問である。それが全てではない。これは道具なのだから、道具を使って「人間中心」のあなたの考えを広げるというような書きぶりのほうがいいのではないかと少し思った。

教育施策課長

今の「基本的な考え方」のところである。最終的に締めめの文言で書かせていただいているとおり、「人間能力を補助する有用な道具として」というところが主眼である。ただ、今、ご指摘いただいた面もあるかと思うので、こちらについても表現については考えさせていただく。

仲山委員

もう一点、よろしいか。

大泉中学に行ったときにとても良いと思った。大泉中で使っていたA Iは、ある会社が教育用に特化したものだった。今回、Gemを使うことで簡単に答えが出ないような設定ができるとのことであるが、この間の大泉中学で使っていたようなA Iとほとんど同じ機能を使えるようになるのかという点についてはいかがだろうか。その際には、費用がかかってしまうため、簡単には導入できないという説明があったがどうか。

教育施策課長

大泉中は有料のものを使い、パイロット校として実施をしていた。今回はGeminiのGemで、基本的には同じ形で活用ができる。

また、資料の8ページに記載をさせていただいているが、全校共通で利用できるチャットをICT支援員が開発し、全校に配信する予定である。さらに、教員が教科目的に応じて内容をカスタマイズできる「探求チャット」についても、全校へ配信する予定である。そのため、A I活用の最低限の環境などは全ての学校でそろえた上で、その上の発展的な活用については、各教員にチャレンジしていただくような運用を考えている。

教育長

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。

たくさんご意見を頂いた。いずれにしても練馬区でつくったガイドラインの1.0というバージョンであり、先ほど課長からも話があったが、今後、様々なご意見

を頂きながらバージョンアップしていく予定である、次のバージョンアップの際はあらためてご報告して、皆さんにご意見いただくような形にしたいと思う。よろしくお願いします。

では、この件はよろしいだろうか。

委員一同

はい。

② 練馬区立豊玉中学校校舎等長寿命化改修基本設計概要について

教育長

では続いて、報告の②番について説明をお願いします。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

大石委員

スケジュールについて、豊玉中学校は令和8年11月に工事に着工するということである。仮設校舎を建てるということだが、中東情勢の中でスケジュールどおり進むのか。また、その他に現在行われている田柄中の工期が遅れるのではないかという声も聞こえてくるが、そのような情報があったら教えていただきたい。

学校施設課長

現在、中東情勢を受けて石油やナフサを原料とする製品価格の上昇とか、安定的な調達が懸念されているところである。今後、学校の施設の改修・改築においても中東情勢の影響を受ける可能性があると考えている。現状においては、先ほどあった田柄中学校の工期が遅れる見込み等はないため、引き続き市場の動向を注視していきたいと考えている。

豊玉中学校についても、現時点においては適切なスケジュールと考えている。

仲山委員

1ページの機械工事に記載されている「空調設備(換気)」というところについては、今年か来年度で、区内の学校のエアコン全てを交換するわけである。そうすると、その工事と、ここの空調設備の工事は、整備した後また入れ替えてしまうのか、同じものをそのまま使うのか。

学校施設課長

豊玉中学校については、既に昨年度、普通教室等の空調設備の更新を行っている。
今回は設置した空調を一回取り外して、工事後に再度設置することになる。

仲山委員

「空調設備（換気）」の隣に記載されている「衛生機器」とはどういうものか。

学校施設課長

衛生機器とは、今回、体育館のトイレの改修を行うので、主に体育館のトイレや水
飲み場などを指している。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

③ 部活動地域展開に係る休日における地域クラブ活動の通年実施について

教育長

では、報告事項の③番について説明をお願いします。

教育振興部副参事

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

移動手段として自転車も可になったことが変わった点かと思うが、これは希望が多
かったということか。

教育振興部副参事

昨年度の取組の中で、参加生徒が区内のどこからでも参加できる一方で、移動距離
や移動時間が長くなること、また公共交通機関の利便性が十分でない実施会場もある
ことから、自転車利用について検討してほしいとの意見があった。特に、実施時期が
暑い時期と重なることもあり、暑さへの対応も含めた要望であった。

大石委員

2(2)に記載されている昨年度の課題について、既存の部活動にない種目への参加者が少なかったとある。既存の部活動の「既存」というのは各学校にということか。少し意味合いが分かりにくい。例えばボッチャなどを指しているのか。教えていただきたい。

教育振興部副参事

資料3の1ページの1の(6)に昨年度の種目を記載させていただいているが、この中で部活動にない種目としては、上から4つ目、タンブリング、それからその下の欄のダブルダッチ、スラックライン、そして一番下のボッチャである。これらを「既存の部活動にない種目」とさせていただいている。

大石委員

そういう種目を今回は取り除き、既存の各学校にある部活動のスポーツ種目だけに焦点を当てているということでしょうか。

教育振興部副参事

ご指摘のとおりである。昨年度の実施では、既存の部活動にない種目も実施したが、種目によっては期間中、参加者が1人もいなかった種目もある。参加生徒へのアンケートなどから確認すると、生徒は自身が所属する部活動と同じ種目などに参加する傾向があったことがわかった。このため、今年度の実施種目については、部活動にある種目を設定させていただいている。

また、これらの種目を学校会場で実施することにより、日曜日の活動を本事業に代替していただくことや、会場周辺の学校で同じ種目の部活動を行っている場合には、本事業への積極的な参加を呼びかけているところである。

大石委員

田柄中においてもいくつかの部活動で同様の取組を行っていると言ったことがあるが、本事業の対象には含まれていないのか。例えば、バスケットボールについては実施していると聞いたことがある。その上で、本事業の対象になっている部活動と対象になっていない部活動の違いは何か。SSCとの関係による部分もあるかもしれないが、教員の働き方改革や部活の在り方検討委員会での議論も踏まえ、本事業とは別の形での展開は考えているか。

教育振興部副参事

今回の運営をお願いしているSSCが、従来から学校施設を利用し、休日や夜間を実施している種目の中に、本事業の対象種目と同じものがあることは把握している。今回、区としてお願いしているものについては、日曜日の日中に行っていただく部活動の代替となる活動として位置づけているものである。

教育長

ある学校で外部の人に指導をお願いしている部活動があるが、すみ分けはどうかというご質問だと思うが。

教育振興部副参事

学校部活動と切り離して外部の方に指導をお願いし、参加する方が費用を支払いしている部活動があると認識している。その活動とは別なもので、休日の地域クラブ活動ということで行っている。

教育長

学校ごとに、学校部活動と切り離して外部の方に指導をお願いしている事例はあるが、それとは別に、区でメニューをつくり、休日に部活動の代わりにスポーツを提供する仕組みがこちらということでは。

教育振興部副参事

説明が不十分で申し訳ない。違った取組として区で行わせていただいている。

大石委員

いろいろな窓口があって、子供たちが活動する場面があることはすごく良いことだと思っている。部活動に関しては、発展途上であり、とても難しいと思っている。どちらが良いではなく、最終的に練馬区として、中学校の部活動をどういう形で持っていくかが見えてくるといいかなと思っている。また教えていただきたい。よろしくお願いします。

小林委員

昨年度まで1か所で複数の種目を実施していた会場もあったが、今年は1校につき1種目となっている。この変更について、参加者数の問題によるものか、あるいは、指導者数の問題によるものか伺いたい。また、先ほど説明にもあったようにバレーボールやバスケットボール、バドミントンなどの人気種目については、通常の学校の部活動でも体育館を区切り、真ん中にネットを引いて複数の部活動が同時に活動していることは一般的にもよく見る光景だと思う。そのため、今後、そういう要望があったときには、一つの学校会場でバレーボールとバスケットボールを半分ずつあわせて実施するなど、複数種目を展開することは検討しているのか伺いたい。

教育振興部副参事

昨年度の取組の中で、表に掲載しているSSC大泉、SSC桜台などにおいては、一つの実施団体が複数の種目を実施していた。これは、昨年度の試行期間において幾つかの種目を実際に行ってみるということより、時期を分けて指導者を代えて行っていたところである。しかしながら、昨年度の成果・課題で見えてくる中で、今年度の実施については1団体1種目に注力する形に統一して実施している。

実際に、実施会場のスペース面から複数種目を同時に展開することが可能か、また、実施団体において、複数種目を展開するための指導者を確保できるのかなど、今年度も確認をしていきたいと思っている。

仲山委員

参加者数だが、延べではなくて実数参加者数としては大体どのくらいか。

教育振興部副参事

昨年度の試行においては、教育委員会に報告いただくのが延べ人数になる。延べだと 147 名であるが、実際に一人の方が複数回来ていらっしゃることもある。そのため、実数としては 100 名程度と捉えている。

今年度については、既に 5 月 10 日の日曜日から取組が始まっている。ちょうど 1 か月が終わったところで、これから 1 か月分の実績報告を団体から上げていただくところだが、10 日の初回分の参加者数は 7 か所で約 100 名であった。

森山委員

参加費 500 円ということだが、これから自転車でも通えることになり、この 500 円にはスポーツの保険なども含まれているのか。

教育振興部副参事

参加費の 500 円については、昨年度の試行検証の段階から、実際に日常的に指導されている団体の料金設定を参考に算定し、安い金額で実施できるよう設定したものであり、今年度も引き続き同額で実施している。

保険関係については、現状、実施団体が加入している保険は活動時間中のみ適用となっている。したがって、区としては徒歩及び公共交通機関の利用を推奨しているが、利便性の面も考慮し、今回、自転車の利用を認めている。そのため、行き来の安全について十分注意をしていただくとともに、保険の適用の範囲についても、今後、実施団体と協議をしながら検討していきたいと考えている。

教育長

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。

委員一同

はい。

④ その他

教育長

それでは、委員の皆様から、その他として何かあるだろうか。

仲山委員

1か月ぐらい前に、福島でマイクロバスが事故を起こして亡くなられた方が出てしまったと。これに関連して、練馬区において、学校で子供たちが移動する際に移動手段に使用しているバスなどについては、どのような基準に基づいて選定しているのか。

教育振興部副参事

練馬区を含め東京都全般で言えることかと認識しているが、基本的に中学校の部活動の移動については、公共交通機関の利用をそれぞれの実施種目で定めて徹底しているところである。したがって、部活の移動において、例えばマイクロバスを借り上げて、全員がそれに乗って、練習会場や試合会場に出かける場面は実際にはない。

仲山委員

部活動以外で例えば社会見学に行くこともあると思うが、そのような場合も含めるとどうか。

学務課長

教育委員会でバスの借上げを行っているが、例えば小学3年生から6年生までの社会科見学、特別支援学級の宿泊学習、イングリッシュキャンプ、中学2年生のスキー移動教室などの際に、バスを借り上げている。このバスの借上げに当たっては、契約の仕様書において、公益社団法人日本バス協会が認定する「セーフティーバス」を使用することを明記しており、安全性を確保した契約となっている。

なお、このセーフティーバスの認定を受けるための申請条件は厳しく、一般貸切旅客自動車運送事業の認可取得後3年以上経過していることや、法令遵守に対する違反がないことなどが要件となっている。そのため、協会が認定するセーフティーバスを使用することで、一定の安全性は担保できているものと考えている。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
事務局から、その他の報告はあるでしょうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは以上で、第11回教育委員会定例会を終了する。